

## 株主割当てによる募集株式の発行

### 1 意義

株主割当て発行とは、株主に対して持株比率に応じて比例平等的に募集株式を割り当てて発行する場合である（202Ⅱ）。株主割当ての最大の特徴は、時価を基準とした発行である必要がないという点である（202Ⅴによる199Ⅲ及び201Ⅰの規定の適用除外）。

### 2 募集事項の決定

募集株式の発行事項は有利発行か否かにかかわらず、常に取締役会決議で決定することができる（202Ⅲ③）。この場合、通常の募集事項のほか、取締役会で（202Ⅲ③）次の事項も決定する。

- i 株主に対し、申込みをすることにより当該株式会社の募集株式の割当てを受ける権利を与える旨（202Ⅰ①）
- ii 募集株式の引受けの申込みの期日（202Ⅰ②）

また、上場会社の場合、事柄の性質上、上記申込みの期日より前の日を基準日として株主を確定する必要がある<sup>1</sup>。

株主割当て発行では、株主はその有する株式の数に応じて募集株式の割当てを受ける権利を有する<sup>2</sup>（202Ⅱ）ので、会社は個々の株主ごとに割り当てる株式の数を決定する必要がある。

### 3 有価証券届出書の提出、募集事項の通知

#### （1）有価証券届出書

株主者割当ての場合でも、有価証券届出書の提出は必要である。発行登録書・発行登録追補書類の提出でもよいが、株主割当ての場合、原則として上記基準日の10日前までに発行登録追補書類を提出する必要がある（金商法23の8）。これは、上記1で述べたように、時価発行である必要がないので、募集株式の申し込みをしない場合の権利落ちの危険を投資家に知らしめる必要性が高いためである。そのため、株主割当てでも権利落ちの危険が少ない時価発行の場合は、10日前までに提出する必要はない（金商法23の8但書、企業開示府令14の10、同令3②）。

#### （2）募集事項の通知

また、株主割当ての場合、有価証券届出書の提出をしているか否かにかかわらず、株主に対する通知が常に必要である<sup>3</sup>（202Ⅳ）。通常の株式発行事項の公告の目的は、株主に対

---

<sup>1</sup> 基準日を定めることにより、総株主通知がなされるので、株主名簿の名義書換えも行われる。

<sup>2</sup> ただし、自己株式には割り当てられない（202Ⅱ括弧書き）。また、1株に満たない端数は切り捨てられる（202Ⅱ但書）。

<sup>3</sup> この通知は公告に代えることができない。そのため、会社として株主を確定する必要がある、その意味においても基準日を定めざるを得ない。

して違法または著しく不公正な発行の差止めの機会を与えるためのものであるが、株主割当てにおける通知は、それだけではなく、個々の株主に対して割り当てられる募集株式の数を知らせ、申し込みをする機会を与えるためのものだからである。

株主割当てで通知すべき内容は、次のとおりである。

- i 募集事項（202IV①）
- ii 当該株主が割当てを受ける募集株式の数（202IV②）
- iii 募集株式の引受けの申込みの期日（202IV③）

株主割当ての場合、目論見書の交付は不要である（金商法 15 II 但書②イ）。株主は、すでに発行される株式の内容を知っているからである<sup>4</sup>。

#### 4 申込み<sup>5</sup>

株主割当ての場合でも、株主による申込み期日における申込みは必要である。申込書による申し込みである必要があることは、公募の場合と同様である（203 II）。

申し込みがあると、会社の割り当てを待たずに当然に募集株式の引受人になるが、申込期日までに申込みをしないと、当然に失権する（204IV）。

#### 5 出資の履行

出資の履行、株主となる日は、公募の場合と同様の規律である。そのため、株主割当てであっても、払込期日または払込期間に払込みがないと、やはり当然に失権する（208V）。

#### 6 打ち切り発行

上記4、5のとおり、株主割当てであっても、申込期日までに申込みをせず、あるいは払込期日・払込期間に払込みをしないと、当然に失権する。しかし、株主割当てでの発行の場合、時価以下で発行することもありえることは、上記1で述べたとおりである。そのため、失権した株主にとっては既存の株式の価値が下落することになる（いわゆる権利落ち）。ところが、株主の資力によっては、申込み、あるいは払込みができない場合も生じうる。

そこで、実質は株主割当増資をする場合であっても、新株予約権無償割当てを利用し、株式引受人たる地位を実質的に譲渡可能<sup>6</sup>としておく方法<sup>7</sup>などが考えられてもよい。

---

<sup>4</sup> したがって、上場会社の実務で過去に例はほとんどないと思われるが、別の種類の株式を株主割当てで発行しようとする場合は、目論見書の交付が必要である。

<sup>5</sup> 本文では、条文構造に従って、株主からの会社に対する意思表示を「申込み」としたが、株主が権利を有する部分についてのことであるから、法理論的には会社からの募集事項の株主に対する通知の方が「申込み」であって、株主の引き受けの意思表示は「承諾」に当たるはずである。

<sup>6</sup> 本来、株式引受人たる地位の譲渡は会社に対抗できない（208IV）。

<sup>7</sup> 例えば、一般的には割当てする新株予約権は譲渡制限新株予約権としておくものの、権利落ち後の価格差を対価とする会社による買戻しや幹事会社たる金融商品取引業者に対する譲渡のみは無条件に認める新株予約権とし、募集事項の中でその旨明示しておくなどが考えられる。

## 7 有価証券届出書の効力との関係

募集株式の発行が有価証券の募集・売出しに該当する場合、有価証券届出書の届出がその効力を生じていないと、有価証券を取得させ、あるいは売り付けることができない（金商法 15 I）ことも、公募の場合と同様である。